

○飯塚市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

平成26年6月2日

飯塚市告示第198号

改正 H28-95、H29-375、H30-134(題名改称)、H30-303、R元-95、R2-250、R3-240
R4-287、R5-406

(目的)

第1条 この告示は、市が設置する防犯カメラの取扱いについて必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な設置、管理及び運用を図り、もって安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを推進し、及び市民等のプライバシーを保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 次に掲げる事項を目的として設置するカメラ装置で、撮影及び録画装置その他必要な関連機器で構成されているものをいう。

ア 犯罪の予防及び抑止

イ 環境汚染の予防及び抑止

(2) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。

(3) 画像 防犯カメラにより撮影され、又は録画されたものをいう。

(H30-134一改)

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な設置及び維持管理を図るため、防犯カメラの管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、防犯カメラを設置し、及び管理する所管課長をもってこれに充てる。

2 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、防犯カメラの操作取扱者(以下「操作取扱者」という。)を置くことができる。

3 操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。

4 管理責任者、操作取扱者及び防犯カメラの業務に携わる者(以下「管理責任者等」という。)は、画像及び当該画像を記録した媒体(以下「記録媒体」という。)から知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(設置)

第4条 防犯カメラを設置する際は、設置目的を明確にし、その目的を逸脱した運用

を行ってはならない。

- 2 防犯カメラの撮影地域は、第2条第1号に掲げる事象が現に発生し、又はその発生が見込まれる地域で、防犯カメラの設置により、その予防及び抑止が期待できる地域とする。
- 3 防犯カメラの撮影場所は、道路、公園、河川その他公共の用に供する場所又は公共施設内において必要と認められる場所とする。
- 4 防犯カメラの撮影範囲は、必要最小限の範囲とし、特定の個人及び建物等を常時監視することがないようにしなければならない。
- 5 市が設置する防犯カメラの設置場所、管理責任者及び設置台数は、別表のとおりとする。
- 6 管理責任者は、防犯カメラを設置した場合は、防犯カメラの撮影範囲内又はその付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨の表示その他必要な措置を講ずるものとする。

(H30-134全改)

(画像の管理)

第5条 画像の保存期間は、別表のとおりとする。ただし、次条第1項ただし書に該当する場合又は市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

- 2 管理責任者等は、画像及び記録媒体について、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 保存期間を延長した場合は、その理由を記録すること。
 - (2) 画像を録画された状態のまま保存するものとし、編集又は加工をしないこと。
 - (3) 記録媒体を施錠等により防護された場所に保存すること。
 - (4) 記録媒体の画像を画像表示装置で再生する場合は、管理責任者の許可を受けた者が行うこと。
 - (5) 管理責任者の許可を受けた者以外の者の操作又は記録媒体の持ち出しを禁止すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正使用、外部流出、改ざん、保存期間満了前の消去、毀損等を防止すること。

3 管理責任者等は、第1項に定める期間を経過したときは、確実かつ速やかに前の画像の消去を行うものとする。

(H30-134一改)

4 記録媒体を破棄する場合は、管理責任者等を含む複数人で完全に画像が消去されたことを確認の上、破砕等の措置を行い、記録媒体から画像が再生できない状態

にして破棄するものとする。

(画像及び記録媒体の外部提供等)

第6条 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を目的外に利用し、又は市の機関以外の者に閲覧させ、若しくは提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令又は条例に基づき、要請を受けたとき。

(2) 人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護等のため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により画像を閲覧させ、又は提供するにあたっては、法令又は条例の該当条文を確認する等その必要性を十分検討し、当該要請者から身分証明書等の提示を求め、身元確認を行った上で、閲覧させ、又は提供しなければならない。

3 前項の場合において、当該要請は文書によるものとする。ただし、管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

4 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を閲覧させ、又は提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

(1) 閲覧、提供年月日及び時間

(2) 閲覧者又は提出先の名称、所在地、代表者及び責任者

(3) 閲覧させ、又は提供した画像の内容

(4) 閲覧、提供の目的及び理由

5 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を提供するときは、最小限の範囲にとどめるとともに情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への提供をしないこと。

(3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却又は破棄を行うこと。

(遵守事項)

第7条 この告示に定めるもののほか、管理責任者等並びに画像及び記録媒体の閲覧及び提供を受けた者は、画像及び記録媒体の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)及び飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)を遵守しなくてはならない。

(H30-134、R5-406一改)

(苦情処理)

第8条 防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けた場合、管理責任者は速やかに対応し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年4月1日 告示第95号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年12月28日 告示第375号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年5月24日 告示第134号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年10月22日 告示第303号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年8月8日 告示第95号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年7月21日 告示第250号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年7月29日 告示第240号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年9月1日 告示第287号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年12月21日 告示第406号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第4条、第5条関係)

(H28-95全改、H29-375一改、H30-134全改、H30-303、R元-95、R2-250、R3-240、R4-287、R5-406一改)

場所	地番	画像の保存期間	管理責任者	台数
新飯塚駅前北側 自転車駐車場	立岩2198番地	録画した日の翌日か ら起算して14日間	建設政策課長	4
飯塚駅前自転車 駐車場	菰田西1丁目 208番地	録画した日の翌日か ら起算して14日間	建設政策課長	6
天道駅前自転車 駐車場	天道680番地 60	録画した日の翌日か ら起算して14日間	穂波支所経済 建設課長	4
新飯塚駅自由通 路	立岩2199番地 6、2199番地4	録画した日の翌日か ら起算して7日間	土木管理課長	6
飯塚市文化会館 (屋内)	飯塚14番66号	録画した日の翌日か ら起算して18日間	文化課長	10
飯塚市文化会館 (駐車場)	飯塚14番66号	録画した日の翌日か ら起算して18日間	文化課長	6
飯塚市文化会館 (屋外)	飯塚14番66号	録画した日の翌日か ら起算して18日間	文化課長	6
イイツカコミュ ニティセンター (屋内)	飯塚14番67号	録画した日の翌日か ら起算して19日間	生涯学習課長	2
イイツカコミュ ニティセンター (屋外)	飯塚14番67号	録画した日の翌日か ら起算して19日間	生涯学習課長	2

龍王林道	大日寺1576番地1	録画した日の翌日から起算して14日間	農業土木課長	2
第二龍王林道	明星寺1212番地2	録画した日の翌日から起算して14日間	農業土木課長	2
飯塚市立小中一貫校 穎田校 (小学校教室棟、体育館通路)	鹿毛馬1667番地2	録画した日の翌日から起算して30日間	教育総務課長	2
筑穂支所(1階、2階、3階、4階、庁舎南側外壁)	長尾 1242 番地 1	録画した日の翌日から起算して 10 日間	筑穂支所市民窓口課長	6
菰田保育所	堀池15番地9	録画した日の翌日から起算して14日間	保育課長	2
筑穂保育所	筑穂元吉645番地1	録画した日の翌日から起算して14日間	保育課長	4
街なか子育てひろば	本町11番10号	録画した日の翌日から起算して14日間	保育課長	4
勝盛公園 便所 (事務所前)	片島1丁目607番地1	録画した日の翌日から起算して21日間	都市計画課長	1
飯塚市役所 本庁舎	新立岩5番5号	録画した日の翌日から起算して14日間	総務課長	21
穎田グラウンド 駐車場	鹿毛馬2274番地1	録画した日の翌日から起算して3日間	スポーツ振興課長	2

新飯塚駅東口側 路上	立岩988番地5	録画した日の翌日か ら起算して7日間	土木管理課長	1
笠松陸橋下 流川橋りょう東 口	立岩2121番地 1	録画した日の翌日か ら起算して7日間	防災安全課長	1
相田入口交差点 先路上	伊岐須722番 地1	録画した日の翌日か ら起算して30日間	防災安全課長	3
新飯塚駅東口自 転車駐車場	立岩2199番地 4	録画した日の翌日か ら起算して5日間	建設政策課長	2
飯塚立体駐車場 (出入口、エレベ ーターホール)	飯塚14番7号	録画した日の翌日か ら起算して14日間	建設政策課長	5
飯塚立体駐車場 (1階、2階、3階、 4階、屋上)	飯塚14番7号	録画した日の翌日か ら起算して17日間	建設政策課長	8
穎田中央トイレ 駐車場	勢田1066番地 1	録画した日の翌日か ら起算して15日間	健幸都市推進 課長	1
飯塚小型自動車 競走場(飯塚オー トレース場)	鯉田147番地	録画した日の翌日か ら起算して30日間	公営競技事業 所副所長	38
筑前大分駅スロ ープ路上	大分1511番地 3	録画した日の翌日か ら起算して8日間	筑穂支所経済 建設課長	1
筑穂ふれあい交 流センター(2階、 3階、5階)	長尾1242番 地	録画した日の翌日か ら起算して10日間	まちづくり推 進課長	10
飯塚東交流セン ター	下三緒57番86 号	録画した日の翌日か ら起算して14日間	まちづくり推 進課長	2

立岩交流センター	新立岩8番13号	録画した日の翌日から起算して14日間	まちづくり推進課長	1
菰田交流センター	菰田東1丁目7番45号	録画した日の翌日から起算して22日間	まちづくり推進課長	2
穂波交流センター	秋松408番地	録画した日の翌日から起算して14日間	まちづくり推進課長	5
鯉田交流センター	鯉田1358番地1	録画した日の翌日から起算して14日間	まちづくり推進課長	4
二瀬交流センター	横田809番地	録画した日の翌日から起算して14日間	まちづくり推進課長	4
庄内交流センター	綱分771番地1	録画した日の翌日から起算して14日間	まちづくり推進課長	8
いづかスポーツ・リゾート (ザ・リトリート)	仁保8番地37	録画した日の翌日から起算して21日間	スポーツ振興課長	16
飯塚市地方卸売市場	有安958番地18	録画した日の翌日から起算して14日間	農林振興課長	44
庄内保健福祉総合センターハーモニー	綱分771番地1	録画した日の翌日から起算して42日間	社会・障がい者福祉課長	2
新飯塚駅前西口駅前広場	立岩931番地1	録画した日の翌日から起算して30日間	防災安全課長	1
幸袋交流センター	目尾1020番地1	録画した日の翌日から起算して26日間	まちづくり推進課長	8
飯塚市総合体育館(屋内・屋外)	鯉田1560番地5	録画した日の翌日から起算して14日間	スポーツ振興課長	15